

大和市告示第52号

大和市認定保育施設補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市認定保育施設補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号。以下「実施要綱」という）第2条第2項の規定により認定された大和市認定保育施設（以下「認定施設」という。）に在籍する児童の福祉の向上を図るため、認定施設に対し補助金を交付することに関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第2条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育士雇用補助金 実施要綱第2条第2項第2号に掲げる施設における保育士の雇用に必要な経費について、1施設当たり月額261,420円とする。
- (2) 認定施設利用補助金 補助対象児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第3号に掲げる区分の認定を受けた支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）であつて、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）第13条第2項及び第3項の規定により保育所等利用保留通知書による通知を受けた者をいう。）が在籍する認定施設の市長が別に定める期間の保育料について、補助対象児童（当該認定施設に当該月の初日に在籍している児童に限る。）一人当たり月額10,000円とする。

(申請)

第3条 前条第1号に掲げる保育士雇用補助金（以下「保育士雇用補助金」という。）の交付を受けようとする認定施設は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 年間補助金算出内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2号に掲げる認定施設利用補助金（以下「認定施設利用補助金」という。）の交付を受

けようとする認定施設は、市長が別に定める期間に、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 年間補助金算出内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付時期)

第4条 補助金の交付時期は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育士雇用補助金 規則第5条の規定による決定をした日の属する月以降分を当該月の翌月に交付する。
- (2) 認定施設利用補助金 第2条第2号に規定する市長が別に定める期間の満了する月の翌月に交付する。

(在籍児童状況等の報告)

第5条 保育士雇用補助金の交付を受けようとする認定施設は、次に掲げる書類を毎月5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 職員状況報告書
- (2) 職員勤務実績表
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 認定施設利用補助金の交付を受けようとする認定施設は、次に定める書類を添付し、毎月5日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた月の翌月以降は、第2号に掲げる書類については、前月と内容に変更がない場合、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 認定保育施設在籍児童状況報告書
- (2) 補助対象児童在籍名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助事業の計画変更)

第6条 補助金の交付を受けた認定施設（以下「補助施設」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助施設は、規則第10条に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて、補助事業終

了後速やかに市長に提出しなければならない。

(返還命令)

第8条 市長は、補助金が不正に使用されたと認められる場合又は虚偽の申請により交付を受けたと認められる場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備等)

第9条 補助施設は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(大和市認定保育施設助成金等交付要綱の廃止)

2 大和市認定保育施設助成金等交付要綱（平成20年大和市告示第82号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	年間補助金算出内訳書	第3条、第6条及び第7条
第2号様式	職員状況報告書	第5条
第3号様式	職員勤務実績表	第5条
第4号様式	認定保育施設在籍児童状況報告書	第5条
第5号様式	補助対象児童在籍名簿	第5条